



産業廃棄物処理計画作成報告書

2023年6月26日

(宛先)
埼玉県 環境管理事務所長 殿

報告者 理研ビタミン株式会社 草加工場
住 所 埼玉県草加市青柳1丁目3番3号
代表者の氏名 執行役員工場長 藤森 厚
(電話番号 代表 048-936-3681)

2022年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	理研ビタミン株式会社 草加工場
事業場の所在地	埼玉県草加市青柳1丁目3番3号
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
変更の概要	

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	その他の調味料製造業 <番号：0949>
② 事業の規模	売上高<草加工場 内作品のみ> 197.7億円
③ 従業員数	326人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙（産業廃棄物 フロー図）のとおり

(6)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙（産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項）のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2022年度）実績】		
産業廃棄物の種類		
排 出 量	t	t

① 現状

（これまでに実施した取組）

別紙（産業廃棄物の排出の抑制に関する事項）のとおり

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類		
排 出 量	t	t

（今後実施する予定の取組）

別紙（産業廃棄物の排出の抑制に関する事項）のとおり

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>工場内の各部門から排出される廃棄物は、内容別に分別して、工場内の一時保管場所に集められ、環境保全係にて分別状況の確認と数量の管理を行っている。</p>
② 計画	<p>（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <p>引き続き産廃物の分別の状況について確認を実施し、管理の維持に努め、併せてがれき類を詳細に分別する事により再生化率の向上に努める。</p>

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組) 特になし			
		【目標】		
② 計画	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t		t
		(これまでに実施した取組) 特になし		
		【目標】		
② 計画	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t		t
		(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特になし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者へ の処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・工場内で発生する産業廃棄物の分別内容の確認 ・処理を委託する処分場への視察の実施 ・委託基準の監視 			

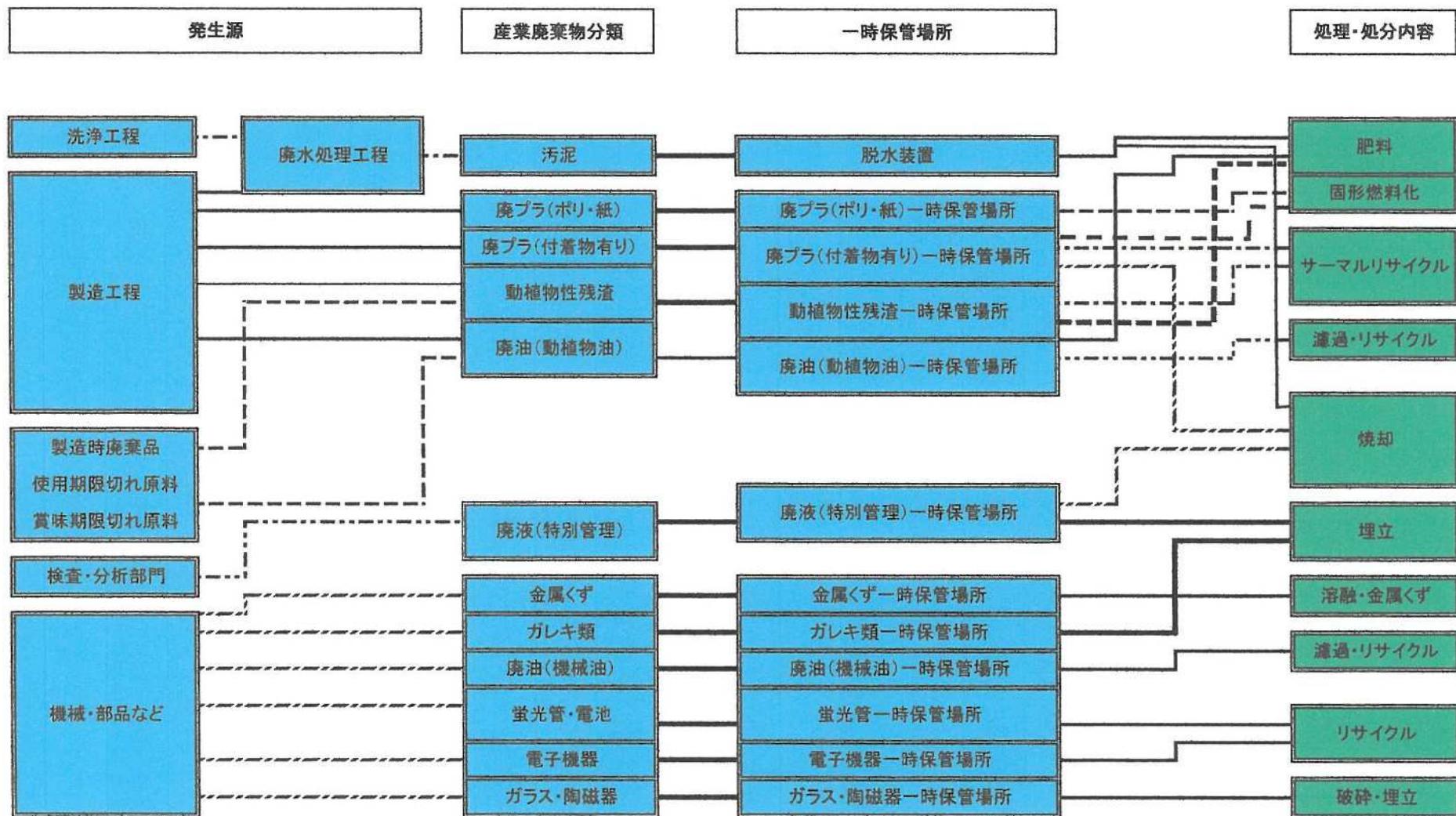
(第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)
② 計画		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none">・優良認定処理業者の情報を取る事により、選定を行う・委託した業者の最終処分場への現地視察を定期的に行い、報告する・再生化率向上の為、処理業者の情報を取り、選定を行う。				
※事務処理欄				

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「—」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

産業廃棄物フロー図



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図

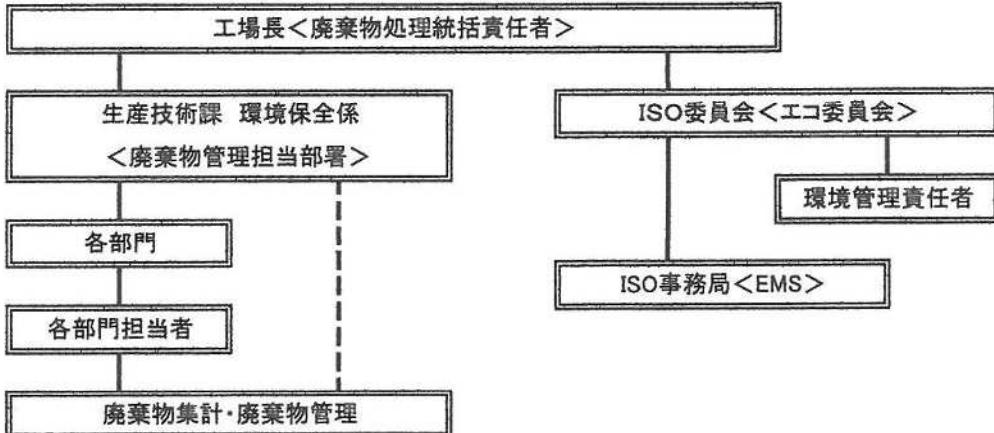
統括責任者	所属 職	草加工場 執行役員草加工場長
廃棄物処理担当部署	組織名 職 組織人数	生産技術課 環境保全係 係長 5名(係長含む)

役割

- <草加工場 エコ委員会・ISO事務局(EMS)>
廃棄物関連の数量管理(原単位管理)運営、及び発生原因の確認や削減検討についての検討を行う
廃棄物に関する法規制の順守事項について下記の担当部署と協議し、検討を行う。
- <廃棄物処理統括責任者> ※工場長とする
- ・廃棄物処理における部署を任命する
 - ・草加工場における廃棄物管理規定(EMS文書)の承認を行う
 - ・廃棄物処理に関する契約の承認を行う
- <廃棄物処理担当部署>
- ・廃棄物処理計画の作成
 - ・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
 - ・廃水処理施設の管理及び運転の実施
 - ・廃棄物一時保管置き場の管理
 - ・特別管理廃棄物の管理
 - ・処理業者、運搬業者、再生利用業者の選定及び管理
 - ・廃棄物処理委託先への視察
 - ・環境法規制の対応
 - ・監督官庁への各種報告
 - ・社員及び関連する業者への教育及び啓発
 - ・その他の廃棄物管理に関する事項

廃棄物管理組織

草加工場



管理体制

①管理体制

ISO委員会<エコ委員会>との協力により、各部門における分別廃棄を行っている。

②管理方法

各部門からの分別廃棄を実施、また廃棄物管理担当部署からの各月における集計データーを纏め、月報として各部門に報告を行っている。

教育体制

ISO14001の手順教育に則り行っている。

また、廃棄物管理担当部門においては、定期的な廃棄物処理場への視察を行なうようにしている。

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

前年度(2022年度実績)

産業廃棄物の種類	全処理委託量(t)	優良認定処理業者への処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)
動植物性残渣	336.15	286.15	37.48		30.14
汚泥	286.63	132.98	242.29	44.34	
廃油(動植物油・スカム)	12.78	12.78	12.78		
廃プラ	244.82	168.26			
電子機器	0.26	0.26			
金属くず	0.05				
ガラス・陶器・木くず	0.68				
がれき類	10.70	10.70			
廃油(機械油)	0.00	0.00			
蛍光管・水銀灯・乾電池	0.24	0.24			
特廃(廃液)	1.50	1.50			

これまでに実施した取り組み

分別内容の確認

委託先への視察の実施(2022年度 1件) ※委託検討場所含む
委託基準の監視

②計画

今年度(2023年度目標)

産業廃棄物の種類	目標発生量(t)	優良認定処理業者への処理委託量(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者への処理委託量(t)	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)
動植物性残渣	前年度1%減(332.82t)	-	前年度1%減(37.1t)	-	前年度1%減(29.83t)
汚泥	-	-	-	-	-
廃油(動植物油・スカム)	前年度1%減(12.65t)	-	前年度1%減(12.65t)	-	-
廃プラ	-	-	-	-	-
電子機器	-	-	-	-	-
金属くず	-	-	-	-	-
ガラス・陶器・木くず	-	-	-	-	-
がれき類	前年度1%減(10.59t)	-	-	-	-
廃油(機械油)	-	-	-	-	-
蛍光管	-	-	-	-	-
特廃(廃液)	-	-	-	-	-

今後実施する予定の取組

昨年に引き続き、優良認定処理業者の情報を取る事により選定を行う。

また、環境保全係にて委託した処分場の現地確認(視察)を実施し、報告する。

再生化率UPの為、処理業者の情報を取り、選定を行う。

継続して、動植物性残渣については、再利用業者へ排出の検討を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

前年度(2022年度実績)

産業廃棄物の種類	排出量(t)
動植物性残渣	336.15
汚泥	286.63
廃油(動植物油・スカム)	12.78
廃プラ	244.82
電子機器	0.26
金属くず	0.05
ガラス・陶器・木くず	0.68
がれき類	10.70
廃油(機械油)	0.00
蛍光管	0.24
特廃(廃液)	1.50

※2022年度の生産量(ブレンド+包装量)は、前年比96.24%と減少
廃棄物量でも対前年比99.48%となる。

これまでに実施した取り組み

工場内の生産管理部門及びエコ委員会で協議し、適性な在庫管理及び、生産の効率的な計画により切り替え時に発生する廃棄物の削減を行っている。
1部ではあるが、動植物性残渣を再生利用業者へ排出を継続中

②計画

今年度(2023年度目標)

※前年比1.0%削減を目標とする

産業廃棄物の種類	排出量(t)
動植物性残渣	332.82
汚泥	-
廃油(動植物油・スカム)	12.65
廃プラ	-
電子機器	-
金属くず	-
ガラス・陶器・木くず	-
がれき類	10.59
廃油(機械油)	-
蛍光管	-
特廃(廃液)	-

※生産量等により廃棄量が左右されてしまう為、引き続き目標としては工程不良由来、
また受発注管理により原料廃棄及び包装資材廃棄の削減を目標とする。
併せて、再生化率向上(がれき類)の為の取り組みを継続して実施する。

今後実施する予定の取組

継続して、製造由来による品質異常品から発生する廃棄の抑制を実施する。また営業側との情報収集を行うことにより、管理部門由来の廃棄物発生(原料及び副資材の廃棄)の削減に努める。工場内で発生する廃棄物については、分別の啓蒙活動を行い、再生化率の向上を目指す。また、生産計画の効率化を行い纏め生産による、品種切り替えに等による廃棄ロスの削減に努める。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 <分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組>

各部門より出る産業廃棄物については、内容別に分別を行っています。

草加工場において、主に製造現場からでる産業廃棄物の分別項目としては

- ①廃油(動植物油)
- ②廃油(機械油)
- ③廃プラスチック(きれいなごみ)
- ④廃プラスチック(付着物のあるごみ)
- ⑤動植物性残渣(集塵機内のごみなど)

であり、各部門にて工場内の一時保管場所への廃棄を御願いしています。

その他、製造時以外に発生する産業廃棄物に関しても、工場内に一時保管場所を設け廃棄するようにしています。

※工場内における産業廃棄物の一時置き場については、環境保全係作成の案内図により各部門に配布されています。

また、がれき類に分類する廃棄物の調査を行い、廃棄する際の分別について、啓蒙活動を行っている。

②計画

廃棄物一時保管場所での保管について

環境保全係の廃棄物担当者は、廃棄物運搬委託業者へ引き渡すまで産業廃棄物保管基準に従い飛散・流出しないように廃棄物一時保管場所の管理を行っています。

※ISO14001 廃棄物管理規定より